

幼保連携型認定こども園

なかはらこども園

## 重要事項説明書

社会福祉法人 清花会

## 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年太田市条例第 32 号）」に定める第 2 章特定教育・保育施設の「運営に関する基準」の規定に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1 特定教育・保育を提供する法人について

法人名称	社会福祉法人 清花会
代表者氏名	理事長 新井 好子
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	太田市藪塚町 2, 158 番地 5 0277-78-4748
設立年月日	平成9年 8月 1日

### 2 特定教育・保育を提供する施設について

#### (1) 施設の所在地等

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設名称	なかはらこども園		
施設所在地	群馬県太田市藪塚町 2, 158 番地 5		
連絡先	0277-78-4748		
利用定員	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
	15人	56人	44人
開設年月日	平成28年 4月 1日		

#### (2) 施設の目的

施設の目的	小学校就学前の子どもに対し義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
-------	---

(3) 施設の運営方針

運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの安全な生活の保障と健やかな成長を目的として教育・遊び・生活を通して子どもの生きる力を育てるとともに、地域の子育てを支援し、保護者から信頼され、かつ地域から愛されるよう努めます。</li> <li>・教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に教育及び保育の特性を合わせ生かしていくために、子どもの状況や発達過程及び教育課程等踏まえ、思いやりの気持ち、人とかかわりを大切に心やがんばる心を育てるとともに、自分で考えて行動する力・礼儀や体作りにも力を入れ教育・保育を行う。</li> <li>・集団の中で子どもたちが、自己を発揮できるように総合的に教育・保育を行う。</li> <li>・同年齢や異年齢の子ども等、多様な人とかかわりを通して、他者とかわる楽しさや互いを尊重し合う大切さを知り、豊かな心や社会的態度の基礎を培う。</li> </ul>
---------	--

3 教育・保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日

	1号認定子ども	2・3号認定子ども
学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1学期 4月1日～ 6月30日</li> <li>・ 2学期 7月1日～ 9月30日</li> <li>・ 3学期 10月1日～12月31日</li> <li>・ 4学期 1月1日～ 3月31日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1学期 4月1日～ 6月30日</li> <li>・ 2学期 7月1日～ 9月30日</li> <li>・ 3学期 10月1日～12月31日</li> <li>・ 4学期 1月1日～ 3月31日</li> </ul>
教育・保育の提供を行う日	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日
教育・保育を行う時間	<p style="text-align: center;">9：00～13：00</p> <p style="text-align: center;">＜預かり保育＞</p> <p style="text-align: center;">月～金 8：30～ 9：00</p> <p style="text-align: center;">13：00～16：30</p> <p style="text-align: center;">上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により教育・保育が必要な場合は、開所時間の範囲内で、延長保育を提供します。</p>	<p style="text-align: center;">7：00～18：00</p> <p style="text-align: center;">＜延長保育＞</p> <p style="text-align: center;">月～金 18：00～18：30</p>
開所時間の短い日 原則として	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進級式日午後4時で保育終了</li> <li>・ 運動会の前日及びお遊戯会の前日は準備のため午後4時で保育終了</li> <li>・ 月1回職員研修のため土曜半日保育 年末・年始前後の日午後4時で</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進級式日午後4時で保育終了</li> <li>・ 運動会の前日及びお遊戯会の前日は準備のため午後4時で保育終了</li> <li>・ 月1回職員研修のため土曜半日保育 年末・年始前後の日午後4時で</li> </ul>

	保育終了 ・夏期希望保育日午後5時で保育終了	保育終了 ・夏期希望保育日午後5時で保育終了
教育・保育を行わない日	土曜日、日曜日、国民の祝日等 夏期休業日 夏期希望保育中 冬期休業日 12月29日～1月3日 春期休業日 卒園式翌日～入園式前日	日曜日、国民の祝日等 年末年始（12月29日～1月3日）
	天候や感染症の流行等及びその他職員研修など園長が必要と認めた時は、休園又は保育終了時間を変更する場合があります。	
	※教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情がある時は教育・保育の提供を行わない日であっても、教育・保育を行う事があります。	

- ・開所時間の短い日については、やむを得ない理由の場合はご相談ください。  
 ご相談に応じられない場合もありますのでご了承ください。

2号・3号認定子どもについて、保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた園児の場合

7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ決定します。ただし、入園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する『ならし保育』がありますので、ご協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供します。

(延長保育「居残り保育」の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及びおやつ代が必要となります。)

(2) 保育短時間認定を受けた園児の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ決定します。ただし、入園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する『ならし保育』がありますので、ご協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで、または16時30分から18時30分の範囲内で、延長保育を提供します。

(延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及びおやつ代が必要となります。)

#### 4 施設の概要

敷 地	敷地全体	2, 6 2 5. 7 8 m <sup>2</sup>
	園 庭	8 9 8. 8 6 m <sup>2</sup>
園 舎	構 造	鉄骨造 2階建
	延べ面積	8 4 0. 3 5 m <sup>2</sup>
	築 年 月	平成23年 3月

設 備	部屋数	備 考
ほふく室	1	もも組（0歳児）
乳児室	1	ひよこ組（1歳児）
保育室	4	りす組（2歳児） うさぎ組（3歳児クラス）縦割り3・4歳児 きりん組（4歳児クラス）縦割り3・4歳児 みどり組（5歳児クラス）
遊戯室（ホール）	1	
調理室	1	

#### 5 職員の配置状況

職 種	人 数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	1	1		
副園長				
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	24	15	9	
保育士				
栄養士	2	2		
調理員	2	1	1	

事務員				
-----	--	--	--	--

## 6 提供する教育・保育の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の心身の状況等に応じ、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

### (1) 特定教育・保育の提供

上記3に記載する時間において、教育・保育を提供します。

### (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ自園調理にて、食事の提供を行います。

### (3) その他

- ・延長保育の実施
- ・障害児保育の実施
- ・一時預かり事業の実施

## 7 障がい児の受け入れ体制について

障がいをお持ちのお子さんを受け入れる場合は、入園前に、障がいの様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決めさせていただきます。療育手帳や障害手帳がある場合は、必ずご提示ください。また、医師等の専門家の診断書等により、保育の方法を確認させていただきます。

なお、事前に伺った障害の状態と、実際のお子さんの状態が著しく違う（障がいが重度化している）時は、当園の保育教諭及び教育・保育体制では対応できない場合があります。その場合は、入園をお断りすることがあります。

## 8 保育の提供に要する保育料及び実費に係る利用者負担金（実費徴収）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育料	太田市の徴収基準により（3号認定児）	園へ納付
実費徴収	給食費	1号子ども 700円/月…（主食費） 4,000円/月…（副食費） 2号子ども 700円/月…（主食費） 月～金 5,000円/月…（副食費）土曜日 250円/日
	午睡用シーツ	1,300円程度（入園時）
	絵本代	年齢により異なる 500円程度/月
	粘土セット	800円程度（入園時・2歳児以上）
	粘土	500円程度（年1回・2歳児以上）
	名前ゴム印	300円程度（入園時）

	お道具箱	150 円程度（入園時・1 歳児以上）
	園児服	秋～春用…2,300 円程度
	体操着	T シャツ…1,000 円程度 短パン…1,800 円程度
	運動帽	1,200 円程度ネックガード付(兄弟児のものを使用可)
	修了写真代	年度末 1 回 600 円程度
	クレヨン	800 円程度（入園時・2 歳児以上）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度により徴収額が変更になる場合があります。（特に給食費については、物価の上昇等により、金額が変わることがあります。）</li> <li>・施設の利用にあたって実費徴収が適当である費用が発生した場合は、その都度実費徴収相当額を徴収します。</li> <li>・保育料や実費徴収分等が未納の場合は、教育・保育に関するサービスが提供できない場合があります。 ご家庭の事情で納入が遅れる場合は、ご相談ください。</li> <li>・保育料等、口座での引き落としについては、通帳の記帳をもって領収書に代えさせていただきます。</li> <li>・実費徴収分等、集金袋での徴収については、集金袋の領収印をもって領収書に代えさせていただきます。</li> <li>・時間・日割や月払いの徴収額については、返金できませんのでご了承ください。</li> </ul>	

※ 保護者会費を別途 300 円／月、徴収します。

#### (1) 時間外保育に係る利用者負担

- ・ 1 号認定児（預かり保育料）… 2,000 円／月 ・時間の場合… 100 円／時間
- ・ 1 号認定児（夏休み・春休み等）やむを得ず教育・保育を希望する場合… 300 円／日  
1 号認定児の土曜日については、ご相談下さい。
- ・ 2 号・3 号認定児保育標準時間… 18 時 00 分を超えた場合 15 分 50 円
- ・ 2 号・3 号認定児保育短時間… 16 時 30 分を超えた場合 15 分 50 円
- ・ その他

1 号認定児の預かり保育時間を超えて延長保育を希望する場合の料金は 15 分 50 円

◎開所終了時間 18 時 30 分を超えた場合の料金は、1～3 号認定児共に 5 分 100 円

## 9 入園・退園・卒園に関する事項

### (1) 入園

- ア 1 号認定子どもの入園選考については、原則として先着順とします。なお、園長が入園を必要と認めた場合はこの限りでなく優先させることがあります。
- イ 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもの入園については、保育の必要程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考する。ただし、当分の間、太田市が行う利用調整に応じる。
- ・入園時には、以下の書類を提出していただきます。

① 1 号認定児…当園所定の入園申請書及び市役所の教育・保育給付認定申請書

2号・3号認定児…従来通り市役所の教育・保育給付認定申請書及びWEB申請システム

- ② 当園所定の保育台帳（緊急時連絡表等）
- ③ アレルギー等に関する主治医意見書

(2) 退園

- ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の10日までに退園届を提出してください。
- イ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(3) 卒園

- ・利用乳幼児が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を修了します。なお、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与します。

10 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為は行いません。

- ① 在園児への虐待、暴力行為
- ② 医師からの指示・保護者の同意を得ていない、医療行為
- ③ 特定の在園児への特別扱い（身体に障害がある等の理由がある場合を除く）
- ④ 職員の施設内での飲酒、喫煙
- ⑤ 在園児又は保護者等に対して行う宗教活動、営利活動、その他迷惑行為また、園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(職名)主幹保育教諭  (氏名)茂木 智子
-------------	-----------------------------

1 1 秘密の保持と個人情報の保護について

① 在園児及びその保護者に関する秘密の保持について	ア 当園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 当園及び職員は、保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。 エ 当園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
---------------------------	--

② 個人情報の保護について	<p>ア 当園は、在園児の保護者から予め文書で同意を得ない限り、在園児の個人情報を用いません。また、在園児の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、在園児の保護者の個人情報を用いません。</p> <p>イ 当園は、在園児及びその保護者に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>ウ 当園が管理する情報については、在園児の保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は在園児の保護者の負担となります。）</p>
---------------	---

## 1 2 相談窓口について

当園への相談・苦情等の受付	相談担当者氏名	川端 智子
	電話番号	0 2 7 7 - 7 8 - 4 7 4 8
	受付曜日及び受付時間	火～木、午前10時～11時30分

※ 直接受け付ける以外にも、投書箱（苦情受付箱）を、事務室前に設置しています。お話し難しい場合や匿名でのご相談の場合は、ご利用ください。

## 1 3 緊急時の対応について

教育・保育中に、在園児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに提携医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 1 4 事故発生時の対応及び賠償について

保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、保育サービスの提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

なお、当園は、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険
-------	------------

保険名	こども園傷害保険
補償の概要	教育・保育中の事故、遠足・運動会時の事故など

## 1 5 非常災害対策について

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。避難場所は状況に応じて異なりますが、まず当園にて様子を見ます。震度5弱以上の地震による揺れがあった場合は、すみやかにお迎えをお願いします。

## 1 6 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

### (1) 内科・小児科

医療機関の名称	和賀クリニック
小児科園医名	和賀一雄
所在地	太田市大原町82-273
電話番号	0277-20-4370

### (2) 歯科

医療機関の名称	椎名歯科クリニック
歯科園医名	椎名俊朗
所在地	太田市大原町509-2
電話番号	0277-78-6118

### (3) 学校薬剤師

薬剤師氏名	竹内佳世
-------	------

## 1 7 契約解除（退園）について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除（退園）となる場合がありますので、ご注意ください。また、下記の(1)～(4)の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談ください。

- (1) 2号子ども又は3号子どもの保護者が支給要件に該当しなくなった場合や、求職中の保護者で、指定の期日（入園後90日以内）までに認定の要件を満たさない方。
- (2) 転居等により他市からの入園を希望する場合で事前に園長に届け出ないとき。
- (3) 正当な理由がなく、保育料が3ヵ月以上未納の場合。
- (4) 正当な理由がなく、1ヶ月以上こども園を休んだ場合。
- (5) 保護者が当園の施設および当園の近隣地域、教育・保育に従事する職員または他の利用者（園児、保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合。
- (6) その他、前号(5)以外に、当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長を妨げると判断した場合。